

千葉県告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 4月12日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 第二徳川園町内会
- (2) 所在地 千葉県稲毛区小中台町365-80
- (2) 代表者
  - 氏名 佐瀬 宏和
  - 住所 千葉県稲毛区小中台町365-80

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者氏名  
「波形 幸栄」を「佐瀬 宏和」に改める。
- (2) 代表者住所  
「千葉県稲毛区宮野木町775-12」を「千葉県稲毛区小中台町365-80」に改める。